

(仮称) 甲賀市男女共同参画の推進に関する条例(案)について【意見とりまとめ】

項目	修正箇所	修正理由	修正内容
前文	<ul style="list-style-type: none"> この条例案を作成します。(最終行) ↓ この条例を制定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 前文(案)とあるので、案は必要ないと思う。 「作成」より「定める」「制定」が良いと思う。 	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> 「条例」へ修正。 「制定」へ修正。
第3条	<ul style="list-style-type: none"> 多様な性についても定めておく必要があると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 性同一性障害の方など性について悩まれている小数の方々も認めていかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項【下記のとおり修正します。】 (1) ダイバーシティを目指し、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
第4条2項	<ul style="list-style-type: none"> 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国又は県他の地方公共団と連携・協力を図るよう努めなければならない。 ↓ もっと強い表現に変更してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 「図る」「取り組む」「連携を図り協力しなければならない。」等の文言は言い切っているので、市の責務が強く感じられるが、「努める」は県のように広範囲の地域には「努める」で良いと思うが、甲賀市としては「努めなければならない」は弱い表現に感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の努力義務を定めた表現となっています。「努力義務」とは日本の法制上「～するよう努めなければならない」などと規定されている表現のため、修正なしとします。
第2条(3)	セクシャル・ハラスメント	<p>マスコミの影響により、セクハラは女性のみが受けるものというイメージが未だ払拭できず、男女共同参画の条例であるので、「女」→「男」、同性同士の場合も含めた定義づけが必要なのではないかと考える。《審議会でも発言している》</p>	<p>第2条(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「男女を問わず」を加筆《審議会で了解済み》

項目	修正箇所	修正理由	修正内容
第3条(6)	「国際社会における取組」 ↓ 「国際社会における取り組み」	他の箇所で「取り組み」となっているので、統一してはどうか	・例規の表現として「取組」と表現することで統一する。(市の法務係と協議済み)
第17条2項	「各号に掲げる取組」 ↓ 「各号に掲げる取り組み」		
第17条3項	「第1項の取組」 ↓ 「第1項の取り組み」		
第3条(7)	「～において女性の活躍を推進すること」 ↓ 「～における女性の活躍とともに家庭における男性の参画を推進すること。」	第2次男女共同参画計画のP33に「男性の家庭への参画」の項がある。前文の「家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている現状があります。」の部分に対応する理念として入れておいた方がよい。	第3条(7)【下記の通り修正します。】 ・男女の社会における活動の不均等を是正し、職場、地域その他のあらゆる分野における 女性の活躍とともに家庭における男性の参画を推進すること。
第14条	「～の施策について、市民等からの苦情の申し出を～」 ↓ 「～の施策について、市民または事業者等からの苦情の申し出を～」	箇条書きの文章に「市民または事業者からの苦情」とあるので、表現を統一してはどうか	第14条【下記のとおり修正します。】 ・市は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、 市民又は事業者から苦情の申し出を受けた場合は、適切に対応するものとする。 この場合において、市長は、必要があると認めるときは、第24条第1項に規定する甲賀市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。
第15条3項	「～の両立が可能となるよう、保育等の環境整備を～」 ↓ 「～の両立が可能となるよう、保育・介護の支援等の環境整備を～」	第3条(4)に「子の養育、家族の介護その他」とあるので、その内容を反映してはどうか。	第15条3項【下記のとおり修正します。】 ・職業生活と家庭生活との円滑な 両立が可能となるよう、保育、介護の支援の環境整備を図ること。

項目	修正箇所	修正理由	修正内容
第24条2項 (2)	「市民及び事業者からの申出」 ↓ 「市民または事業者等から申し出」	第14条の表現に統一してはどうか。	第24条2項(2)【下記のとおり修正します。】 ・市民又は事業者から申し出のあった苦情に係る措置に関すること。
第22条	第21条のあとに、「調査研究」を入れてはどうか。	他市で「調査研究」という項目があるため。	第22条に「調査研究等」を追加します。 ・市は、男女共同参画施策を効果的に実施するために必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。
第7条	条項の修正 セクシャル・ハラスメント等の禁止 ↓ 性別による人権侵害の禁止	他市との調整による	第7条【下記のとおり修正します。】 ・性別による人権侵害の禁止